

## 大阪市中央公会堂における管理運営業務に関する要綱

### （目的）

第1条 大阪市中央公会堂（以下「公会堂」という。）における管理運営業務を遂行するため、大阪市公会堂条例（昭和26年大阪市条例第73号。以下「条例」という。）及び大阪市公会堂条例施行規則（平成18年大阪市規則第142号。以下「規則」という。）に基づき、公会堂における管理運営上必要な事項を定める。

### （利用料金の支払期限延長）

第2条 使用者が別紙1「中央公会堂施設利用料金支払期限延長申請書」を公会堂に提出した場合において、指定管理者は申請した使用者が会計事務上施設利用料金を期限までに支払うことができない正当な理由があると認める時は、施設利用料金支払期限の延長を承認することができる。

### （利用料金の後納）

第3条 使用者が別紙2「中央公会堂会場利用料金等後納承認申請書」を公会堂に提出した場合において、指定管理者は申請した使用者が会計事務上後払い制など利用料金を前納できない正当な理由があると認める時は、利用料金の後納を承認することができる。

### （利用料金の減額）

第4条 使用者が別紙3「中央公会堂利用料金減免願」を公会堂に提出した場合において、指定管理者は、次に掲げる事項に該当する場合において、条例第8条第8項に基づき、算出された利用料金の金額を5割減額することができる。なお、同条第8項第3号に該当する場合は、次に記載した事項であり、事前に経済戦略局長と指定管理者とで協議の上決定する。

- (1) 公会堂の知名度の向上及び稼働率の向上につながるものと経済戦略局長が認めた指定管理者の自主事業で使用する場合
- (2) その他経済戦略局長が特に必要と認めた場合

### （利用料金の免除）

第5条 使用者が別紙3「中央公会堂利用料金減免願」を公会堂に提出した場合において、前条の規定にかかわらず経済戦略局長が公益上の必要その他特別の事由があると認める時は、指定管理者は、条例第8条に基づき、算出された利用料金の全額を免除することができる。

附則

- 1 この要綱は、決裁完了日から施行し、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 「大阪市中央公会堂の使用料減免要綱」（平成 14 年 11 月 1 日制定）は、廃止する。

附則

この改正要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この改正要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この改正要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この改正要綱は、平成 24 年 8 月 1 日から適用する。

附則

この改正要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この改正要綱は、令和 2 年 7 月 15 日から適用する。

附則

この改正要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

## 中央公会堂会場利用料金支払期限延長承認申請書

令和 年 月 日

大阪市中央公会堂 館長様

所在地 \_\_\_\_\_団体名 \_\_\_\_\_申請者 \_\_\_\_\_連絡先 TEL FAX \_\_\_\_\_E-Mail \_\_\_\_\_

会場利用料金の支払期限延長承認を次のとおり申請します。

## 記

1 利用年月日 令和 年 月 日 ( ) ~ 令和 年 月 日 ( )

2 催事名 \_\_\_\_\_

3 利用室名 \_\_\_\_\_

4 利用料金 会場利用料金 円

5 理由 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

6 支払期限日 延長前：令和 年 月 日 ( )

延長後：令和 年 月 日 ( )

7 その他

\* ご記入いただきました情報は、支払期限管理目的以外には使用致しません。

公会堂 記入欄	受付担当	入力担当	館長
	/	/	

## 中央公会堂会場使用料等後納承認申請書

令和 年 月 日

大阪市長 様

所在地 \_\_\_\_\_

団体名 \_\_\_\_\_

申請者 \_\_\_\_\_

連絡先 TEL FAX \_\_\_\_\_

E-Mail \_\_\_\_\_

会場使用料等の後納承認を次のとおり申請します。

記

1 使用年月日 令和 年 月 日 ( ) ~ 令和 年 月 日 ( )

2 催事名 \_\_\_\_\_

3 室名 \_\_\_\_\_

4 使用料 ① 会場使用料 \_\_\_\_\_ 円

② 備品使用料 \_\_\_\_\_ 円

合計 \_\_\_\_\_ 円

5 理由 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

6 納付予定日 令和 年 月 日 ( )

7 その他 \_\_\_\_\_

\* ご記入いただきました情報は後納管理目的以外には使用致しません。

公会堂記入欄	受付担当	入力担当	館長
/	/		

# 中央公会堂利用料金減免願

令和 年 月 日

大阪市長様

所在地団体名申請者連絡先 TEL FAXE-Mail

中央公会堂使用料減免を次のとおり申請します。

記

1 使用年月日	年 ( ) 年	
	月 日 ( )	
2 使用区分		
3 使用室名		

4 催事名 \_\_\_\_\_

5 使用内容 \_\_\_\_\_

6 参加人数 約 名

上記の団体の使用について、下記のとおり、使用料減免規定に該当することを証明します。

所 属 局・室 \_\_\_\_\_補職名 名前 \_\_\_\_\_ (※ 課長以上)担当者 名前 \_\_\_\_\_電話番号 \_\_\_\_\_

減免理由 (裏面参照)

- (1) 大阪市主催・共催 (2) 大阪市委託事業 (3) 市構成団体  
 (4) 大規模学会等 (5) 指定管理者自主事業 (6) その他

※ 上記事項を証明する書類を添付願います。

大阪市担当部局記入欄

\*ご記入いただきました情報は減免管理目的以外には使用致しません。

	受付担当	入力担当	館長
公会堂 記入欄	/	/	

(参考) 大阪市中央公会堂の使用に関する取扱規程 (抄)

(利用料金の減免)

第10条 減免の必要がある者は、「中央公会堂利用料金減免願」により、指定管理者に対して申請を行う。指定管理者は、次に掲げる事項に該当する場合において、条例第8条第8項に基づき、算出された利用料金の金額を2割減額することができる。

- (1) 公会堂の知名度の向上及び稼働率の向上につながるものと経済戦略局長が認めた指定管理者の自主事業で使用する場合。
- (2) その他経済戦略局長が特に必要と認めた場合